

## 後期高齢者医療被保険者のみなさまへ

### ○ ジェネリック医薬品のご紹介

先発医薬品（これまで使われてきた新薬）の特許が切れた後に医薬品メーカーが製造・販売する「ジェネリック医薬品（後発医薬品）」は、厚生労働省から「先発医薬品と同じ有効成分を同量含んでおり、先発医薬品と同等の効能や効果が得られる」と認められた医薬品です。先発医薬品に比べて薬の値段が3割～5割程度安くなる可能性があります。ぜひジェネリック医薬品をご活用ください。なお、ジェネリック医薬品を希望する場合は、医師や薬剤師にご相談ください。

※ ジェネリック医薬品を希望する方は、お薬手帳の表紙に貼付箇所がありますので、東通村役場税務住民課より配布された「ジェネリック医薬品希望シール」をご活用ください。

詳しくは、青森県後期高齢者医療広域連合（Tel 017-721-3821）または税務住民課国民健康保険グループまでお問い合わせください。

### ○ 保険料を納期限内に納めましょう

- ・ 保険料を滞納すると、通常より有効期限が短い保険証（短期被保険者証）が交付されることがあります。
- ・ 天災その他特別な事情で保険料を納めることが著しく困難になった場合は、申請により減免等を受けられることがありますので、お早めにご相談ください。
- ・ 納付書でお支払いの方は便利で確実な口座振替をご利用ください。口座振替への変更は市町村の担当課または金融機関で随時受付しております。

詳しくは、税務住民課国民健康保険グループまでお問い合わせください。

## 東通村奨学生を募集いたします

- <対象者> 村内在住の方の子弟で、高等学校・高等専門学校・短期大学・専修学校（特例として認められる場合）・大学・大学院に在学中、または、平成28年4月に入学予定の方
- <奨学金の額> 奨学金の月額、高校生2万円以内、高等専門学校生3万円以内、短大・大学生等5万円以内、医科・歯科・獣医科大学等及び大学院は7万円以内
- <貸与期間> 奨学金の貸与期間は、在学する学校の修業年限
- <奨学金の返還> 卒業後1年間の返還猶予期間の後、奨学金を受けた期間の倍に相当する期間で返還する。なお、利子は無利子とする。
- <提出書類> (1) 奨学金貸与申請書（村教育委員会に用意してあります）  
(2) 成績証明書（高等学校・高等専門学校は中学校、大学等は高等学校の証明書）
- ※ 開封無効
- (3) 合格通知書または入学証明書（在学証明書は4月中に提出）  
(4) 戸籍全部事項証明書  
(5) 平成27年度所得・課税証明書（世帯全員分・連帯保証人・保証人）
- <受付期間> 平成28年3月7日（月）～平成28年3月31日（木）
- <問合せ先> 教育委員会教育総務課教育総務グループ ☎27-2111（内線335）担当：橋本